

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年7月1日(2024.7.1)

【公開番号】特開2024-36680(P2024-36680A)

【公開日】令和6年3月15日(2024.3.15)

【年通号数】公開公報(特許)2024-049

【出願番号】特願2024-18371(P2024-18371)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 603D

A 6 3 F 5/04 601B

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月21日(2024.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の7セグメント表示器を有し、

所定の基板の所定面側に実装された複数のコネクタ部品を有し、

前記所定の基板の前記所定面とは異なる特定面側から前記所定面側に突き出るように挿通された複数のビスを有し、

前記複数の7セグメント表示器のうちの所定の7セグメント表示器の非点灯時の各セグメントの表面色は前記所定の7セグメント表示器とは異なる特定の7セグメント表示器の非点灯時の各セグメントの表面色とは異なる色と認識され得るように構成されており、

前記所定の7セグメント表示器の点灯時の点灯しているセグメントの表面色は前記特定の7セグメント表示器の点灯時の点灯しているセグメントの表面色と略同一色と認識され得るように構成されており、

前記複数のビスのうちの所定のビスは、前記所定面から突き出た部分の高さが、前記複数のコネクタ部品のうち前記所定のビスの最も近くに位置する所定のコネクタ部品の前記所定面からの高さよりも低くなるように構成されている

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、複数の7セグメント表示器を有し、所定の基板の所定面側に実装された複数のコネクタ部品を有し、前記所定の基板の前記所定面とは異なる特定面側から前記所定面側に突き出るように挿通された複数のビスを有し、前記複数の7セグメント表示器のうちの所定の7セグメント表示器の非点灯時の各セグメントの表面色は前記所定の7セグメント表示器とは異なる特定の7セグメント表示器の非点灯時の各セグメントの表面色とは異なる色と認識され得るように構成されており、前記所定の7セグメント表示器の点灯時の点灯しているセグメントの表面色は前記特定の7セグメント表示器の点灯時

50

の点灯しているセグメントの表面色と略同一色と認識され得るように構成されており、前記複数のビスのうちの所定のビスは、前記所定面から突き出た部分の高さが、前記複数のコネクタ部品のうち前記所定のビスの最も近くに位置する所定のコネクタ部品の前記所定面からの高さよりも低くなるように構成されている様である。

また、本発明に係る遊技機は、遊技機前面部に設けられた表示部（例えば、表示画面 1 1 a）と、前記表示部の周辺部に設けられた基板（例えば、LED 基板 310）と、前記基板の部品面に実装された複数の発光部品と、を備え、前記発光部品は、各々の相対的位置が定められた異なる色の複数の発光素子（例えば、赤色 LED 素子 344R、緑色 LED 素子 344G、青色 LED 素子 344B）を有し、前記異なる色の複数の発光素子の中には、赤色の発光素子が含まれ、前記複数の発光部品のうちの所定割合以上の発光部品は、前記赤色の発光素子が前記表示部の方に偏倚した姿勢で実装されることを特徴とする様であってもよい。

10

20

30

40

50